

複写サービス契約書（案）

公益財団法人新潟県下水道公社（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、次の条項により受注者が提供するコピー・ファクシミリ複合機及びコピー専用機（以下「複写機等」という。）による複写サービス（以下「複写サービス」という。）に関する契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 この契約は、受注者が発注者に複写サービスを円滑に提供することを目的とする。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとする。

（契約保証金）

第3条 落札金額を契約月数で除して得た金額に12を乗じて得た金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む）とする。ただし、契約者が保険会社との間に公益財団法人新潟県下水道公社を被保険者とする履行保証保険証券を締結した場合は、免除する。

なお、複数の方法による保証は認めない。

（複写サービスの提供場所）

第4条 受注者が複写サービスを提供する場所は、別紙1のとおりとする。

（複写サービスに使用する複写機）

第5条 複写サービスに使用する複写機は、次のとおりとする。

- (1) **【機種、型式及び機械番号】**
- (2) **【付属品】**

（複写サービス料金）

第6条 複写サービス料金は、次のとおりとする。ただし、記載される金額には、消費税は含まれないものとする。

- (1) 月間基本料金

円

- (2) 月間複写料金（1カウントあたり）

ア フルカラー 円

イ モノモノカラー 円

ウ モノクロ 円

2 複写サービスに要する経費のうち、用紙代及び電気代は発注者の負担とし、その他トナー及び保守用部品の経費は受注者の負担とする。

3 複写サービス料金の計算期間は、月の初日から末日までの1か月とする。

(複写サービス料金の請求)

第7条 受注者は、毎月末日に発注者の係員の確認を受けて複写サービスカウント数を算出したうえで、月間基本料金と月間複写料金を合算して得た金額に、当該金額の100分の10に相当する消費税額及び地方消費税を加算して得た複写サービス料金(1円未満切捨て)を発注者に請求する。

2 テストコピー(受注者の社員が複写機の保守に当たって、複写機の点検と調整のために使用したコピーをいう。)及び不良コピーは、その数を前項の複写サービスカウント数から控除するものとする。ただし、不良コピーについては、受注者の社員が不良コピーと認めたものに限るものとする。

(複写サービス料金の支払)

第8条 発注者は受注者から前条に規定による請求書を受領した時は、その日から起算して60日以内に複写サービス料金を支払わねばならない。

2 発注者は、自己の責めに帰すべき事由により複写サービス料金の支払を遅延した場合は、受注者に対し前項の期間終了の日の翌日から支払の日まで政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条の規定により指定された率による遅延利息を加算して支払う。

(債権債務の譲渡等)

第9条 受注者は、この契約によって生ずる債権債務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は債権の行使若しくは債権の履行を第三者に委任してはならない。ただし、あらかじめ書面により発注者の承諾を得た場合にあっては、この限りではない。

(機器の保守点検等)

第10条 受注者は、発注者に複写機の適切な操作方法を指導するとともに、発注者は常時良好な状態で複写サービスを受けられるように複写機の保守点検に精通した人員による定期的な保守点検等を行わなければならない。

2 前項に掲げる保守については、新潟県の休日を定める条例1条第1項各号に規定する日以外の日(以下「開庁日」という。)の午前8時30分から午後5時15分までの間を対象とする。

3 点検・修理等が速やかに完了しないと見込まれる場合は、当該所属と協議の上、代替物の提供等により、速やかに発注者が複写サービスを利用可能な状態を確保すること。

(複写サービスの提供場所の変更)

第11条 発注者は、第4条に定める複写サービスの提供場所を変更する場合は、あらかじめ受注者に通知するものとする。この場合において、複写機の移動については、受注者が実施し、これに要する費用は第6条の複写サービス料金に含まれるものとし、受注者は当該経費を発注者に請求することはできない。

(損害賠償)

第12条 受注者は発注者が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その

賠償を発注者に対して請求することができる。

2 前項の場合において、動産総合保険でてん補された損害に対しては、同項の規定にかかわらず、受注者は、発注者に請求しないものとする。

(機密の保持)

第13条 受注者は、複写サービスを提供することにより知り得た発注者の業務上の機密を外部に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。

(契約の解除)

第14条 契約期間中に発注者の予算の減額又は削除があった場合、もしくはその他発注者又は受注者にやむを得ない事情があった場合は、本契約を解除するものとする。

2 発注者又は受注者は、前項の規定により契約を解除する場合には、原則として1か月前に文書によって相手方に通知するものとする。

3 発注者又は受注者は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条約の条項に違反したときは、文書によって相手方に通告し、この契約を解除することができる。

(複写機及び消耗品の撤去)

第15条 受注者は、第2条又は前条の規定によりこの契約が終了した場合は、複写機及び受注者の所有に属する消耗品を速やかに撤去しなければならない。

(費用の負担)

第16条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(疑義等の決定)

第17条 この契約について疑義が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項については、発注者と受注者の協議の上、決定する。

この契約を証するため、本書2通を作成し、当事者双方記名押印の上各自1通を保有する。

令和5年 月 日

発注者

新潟市東区下山3丁目680番地
公益財団法人 新潟県下水道公社
理事長 外川忠利

受注者

別紙 1

設置場所

- (1) 新潟浄化センター : 新潟市東区下山3丁目680番地
- (2) 新津浄化センター : 新潟市秋葉区古田ノ内大野開2番地
- (3) 新井郷川浄化センター : 新潟市北区名目所1丁目167番地
- (4) 西川浄化センター : 新潟市西区笠木339番地
- (5) 長岡浄化センター : 長岡市上柳町257番地3
- (6) 六日町浄化センター : 南魚沼市五日町1967番地5
- (7) 堀之内浄化センター : 魚沼市新道島364番地